

王寺町 第4期障がい者計画および 第7期障がい福祉計画

基本理念

**障がいのある人もない人も共に認め合い、
自分らしくいきいきと暮らせる和（やわらぎ）のまち**

「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念や誰もが相互に人格と個性を尊重し、相互に理解し支え合い、共に暮らす「共生社会」を目指します。

計画策定の趣旨について

■ 計画策定の趣旨・背景

王寺町では、「障がい者計画」や「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図り、平成29年度に「王寺町第3期障がい者計画」を、令和2年度に「王寺町第6期障がい福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。これらの計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、上記理念を念頭に、次期計画である「王寺町第4期障がい者計画及び第7期障がい福祉計画」を策定し、本町における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

■ 計画の位置付け

障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
障がい者施策の基本方針について定める計画	障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画

※王寺町では上記3計画を一体的に策定しています。

■ 計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
王寺町第3期障がい者計画			王寺町第4期障がい者計画					
王寺町第6期障がい福祉計画			王寺町第7期障がい福祉計画					

アンケート調査結果からみえる現状の課題

■ 概要

調査の目的

王寺町在住の障がい者等に対してアンケート調査を実施することで、障がい者の現状、障がい福祉サービス等の利用状況、周知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握し、障がい者計画及び障がい福祉計画の見直しのための基礎資料とすることを目的としています。

調査の対象および回収率

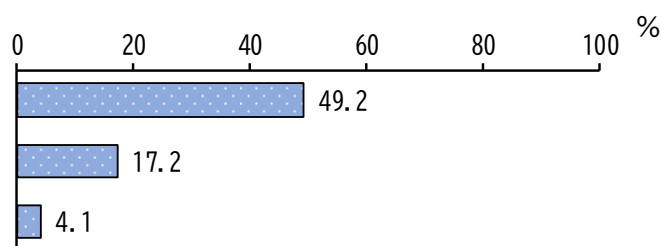
	配布数	有効回答数	有効回答率
手帳所持者等調査	1,000 通	535 通	53.5%
町 民 調 査	1,000 通	415 通	41.5%

■ 主な結果（無回答・特になし・その他を除いた上位3つ）

- 障がいのある人の情報収集やコミュニケーションに必要なこと。（手帳所持者等調査）
「障がいのある人の立場に立った相談支援体制の整備」の割合が最も高い。

回答者数 = 535

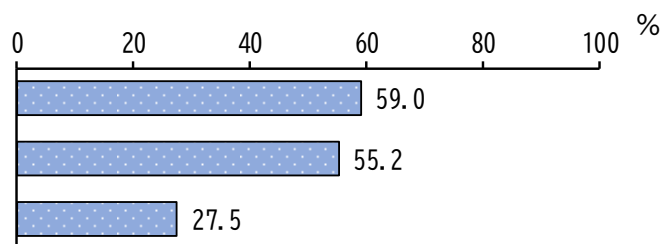
障害のある人の立場に立った相談支援体制の整備
インターネットやファックスなど、個々の障害に応じた情報提供
手話通訳者、要約筆記の派遣など、コミュニケーション支援の充実



- 障がい者に対する理解を深めるために、社会全体が力を入れるべきこと（町民調査）
「小・中学校、高等学校での福祉教育の充実」の割合が高い。

回答者数 = 415

小・中学校、高等学校での福祉教育の充実
障害者の社会参加の機会を広げる
障害者福祉施設に地域との交流の場をつくる



■ 現状の課題

- 障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めるとともに、各種制度の活用を図ることが必要です。
- 障がい特性や必要性に応じた情報コミュニケーション支援に努めていくことが必要です。
- 相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。
- 身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。
- 障がいのある人が高齢になっても安心してサービスを受けることができるよう、また、親の高齢化や病気、「親亡き後」も地域生活を継続できるように支援のあり方を検討し充実させることが必要です。

施策の推進

基本目標 1 障がいのある人の尊厳を保持する地域共生社会の実現

(1) 啓発・広報活動の推進

基本的な方針

障がいの有無にかかわらず、すべての町民が障がいに対して理解を深めることができるよう、広報等を活用した啓発活動をさらに推進していきます。

【具体的な主な取組】

- 広報等を活用した啓発促進
- 啓発強化期間の取組の充実
- 町主催行事等での意識啓発
- 「心のバリアフリー」の推進

(2) 交流・ふれあいの促進

基本的な方針

地域での交流、ボランティア活動等を促進するとともに、すべての人が交流できる機会や場を拡充することで、障がいのある人が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

【具体的な主な取組】

- 交流機会の拡大
- 交流イベントへの参画
- 町主催行事における配慮
- 当事者団体の活動支援

(3) 福祉教育の推進

基本的な方針

すべての町民が、障がいのある人の人権を尊重し、共に支えあう存在であるという認識を持つことで、豊かであたたかみのある地域社会が築けるよう、生涯を通じた福祉教育を推進します。

【具体的な主な取組】

- 学校等における福祉教育の充実
- 職員や町民への福祉教育の充実

(4) 町民の自主的活動の促進

基本的な方針

ボランティア活動や町民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、町民や企業・団体等との連携強化を促進します。

【具体的な主な取組】

- ボランティア拠点づくり
- 手話奉仕員養成講座の実施
- ボランティア活動の推進
- 障がいのある人が活躍できる環境・仕組みづくり

(5) 障がいのある人への差別解消や虐待防止、権利擁護の推進

基本的な方針

障がいを理由とする差別の解消・虐待防止・犯罪抑止に向け、障がいについての理解不足や社会的な障壁を解消していく取組を進めるとともに、合理的配慮の提供に向けた取組を進めます。

【具体的な主な取組】

- 障害者差別解消法の周知・啓発
- 障がい者虐待防止の取組
- 成年後見制度の利用促進
- 日常生活自立支援事業の利用促進

基本目標 2 生活環境の整備

(1) 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

基本的な方針

誰もが安全に快適で暮らしやすいユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進します。

【具体的な主な取組】

- 公共施設におけるバリアフリー化やユニバーサルデザイン化
- 合理的配慮に基づく整備促進

(2) 道路・移動手段の整備

基本的な方針

障がいのある人の行動範囲を広げるため、利用しやすい環境整備を働きかけていきます。

【具体的な主な取組】

- 生活道路の安全の確保
- 障がい福祉サービスにおける移動支援事業の利用促進
- 心身障がい者無料バス運賃助成
- 安全な歩行空間の確保
- 福祉タクシー料金助成

(3) 防災・災害時対策の強化

基本的な方針

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、地域団体や障がい福祉サービス事業所等との連携を図り、防災対策を進めます。

【具体的な主な取組】

- 避難行動要支援者名簿の整備や活用
- 災害時ケアプラン（個別避難計画）の作成
- 福祉避難所の整備促進

基本目標 3 情報提供の充実

(1) 情報バリアフリー化の推進

重点

基本的な方針

障がいの特性に応じた多様な方法による情報提供サービスを充実させます。

【具体的な主な取組】

- 多様な手段による情報提供
- 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に対応した情報提供

(2) コミュニケーション支援体制の充実

重点

基本的な方針

障がいの特性に応じた情報提供や意思疎通のための支援の充実を図ります。

【具体的な主な取組】

- 町主催行事等における手話通訳及び要約筆記の普及促進
- 手話奉仕員養成等事業の推進
- 王寺町手話言語条例の取組
- デジタル技術を活用したコミュニケーション支援の充実

基本目標4 保健・医療施策の充実

(1) 障がい等の早期発見や原因となる疾病等の予防

基本的な方針 障がいの早期発見と早期療育に努め、適切な支援や療育につなげます。

【具体的な主な取組】

- 母子保健施策の充実
- 生活習慣病の予防
- 地域における支援体制の推進

(2) 医療サービスの充実

基本的な方針 障がいのある人の自立を促進するために、医療費に対する支援の充実を図ります。

【具体的な主な取組】

- 自立支援医療の給付（更生医療・育成医療・精神通院医療）
- 精神障害者医療費助成
- 心身障害者医療費助成（福祉医療）
- 重度心身障害老人等医療費助成（福祉医療）

(3) 精神障がい者・難病患者への支援

基本的な方針 精神障がいのある人や難病患者が、地域の一員として自分らしい暮らしを安心して送ることができよう、関係機関が連携し、相談支援や地域生活支援に取り組めます。

【具体的な主な取組】

- 地域生活への移行支援の強化
- 精神障がい（発達障がいや高次脳機能障がいを含む）や難病の理解促進

基本目標5 福祉施策の充実

(1) 切れ目のない相談支援体制の整備 **重点**

基本的な方針 障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関等と連携し相談しやすい体制の充実を図ります。

【具体的な主な取組】

- 相談支援体制の連携強化
- 児童発達支援センターの設置
- 地域活動支援センターの活用
- 重層的支援体制整備事業の推進
- 特別な支援が必要な子どもへの支援体制の構築

(2) 生活安定のための支援の充実

基本的な方針 経済的支援を目的とする各種給付や助成事業を実施するとともに、十分な周知を行います。

【具体的な主な取組】

- 障害児福祉手当の支給
- 障がい基礎年金の支給
- 重度障害者（児）援護資金の支給
- 障害者手帳取得に伴う各種支援制度の周知
- ヤングケアラーを含む家族支援の充実

(3) 障がい福祉サービス等の充実

基本的な方針 障がいのある人のニーズに応じた支援を行うとともに、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

【具体的な主な取組】

- 障がい福祉サービス等の充実
- 相談支援体制の強化
- サービスの情報提供の拡大

(4) 地域生活への移行支援 **重点**

基本的な方針 長期間入所・入院している人が、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域生活への移行支援や地域生活支援拠点等の整備を推進します。

【具体的な主な取組】

- 障がい福祉サービスの地域移行支援の充実
- 地域生活支援拠点等の整備
- 地域住民への理解促進
- 「親亡き後」の地域生活支援

基本目標 6 療育・教育施策の充実

(1) 就学相談・指導の充実

基本的な方針

障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた就学指導を行い、必要な支援により、十分な保育や教育を受けることができるよう、教職員等の資質向上や人権意識向上に努めます。

【具体的な主な取組】

- 教職員等の資質向上
- 指導体制の強化

(2) ニーズに応じた保育・教育の充実

基本的な方針

障がいのある子どもが、それぞれの特性を踏まえた保育や教育を受けることができ、また可能な限り、障がいのない子どもとともに保育や教育を受けることができるよう必要な施策や整備を図ります。

【具体的な主な取組】

- 保育所や幼稚園等への支援
- 特別支援教育の充実
- 交流学习の推進
- 受け入れ体制の充実
- 放課後支援の利用促進
- インクルーシブ教育・保育の推進

基本目標 7 積極的な社会参加の促進

(1) 就労支援の充実

基本的な方針

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

【具体的な主な取組】

- 障がい者雇用に関する情報提供や啓発
- 障がい福祉サービス等の就労支援
- 進路指導等の就労支援
- ジョブコーチ等による就労定着支援
- 障がいのある児童生徒の職場体験・職場実習等の受入
- 障がい福祉サービス事業所への製品販売の機会提供及び町業務の委託による就労支援

(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

基本的な方針

障がいのある人の社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。

【具体的な主な取組】

- スポーツ・レクリエーション情報の充実
- スポーツ・レクリエーション施設の整備
- ボランティアの参加促進

(3) 文化・芸術活動の振興

基本的な方針

障がいのある人が、文化活動、芸術活動に参加し、生活に生きがいと潤いをもたらすことができる環境づくりを推進します。

【具体的な主な取組】

- 文化・芸術イベント情報の充実
- 文化・芸術イベントの開催
- ボランティアの参加促進

障がい福祉計画

■ 成果目標と活動指標

● 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末の施設入所者数	目標値・・・16人（令和5年度実績 17人）
令和8年度末までの地域生活移行者数	目標値・・・2人（令和5年度実績 2人）

● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	(実績)	(目標値)		
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	年2回以上 (圏域で実施)	年2回以上 (圏域で実施)	年2回以上 (圏域で実施)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14人	12人以上	12人以上	12人以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	年1回以上	年1回以上	年1回以上
精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	事業所の確保	事業所の確保	事業所の確保
精神障害者の共同生活援助の利用者数	5人	5人	6人	7人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	—	1人	1人	1人

● 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	目標値・・・年1回以上 (令和5年度実績 年0回)
----------------------	------------------------------

活動指標	(実績)	(目標値)		
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	未整備	1か所以上	1か所以上	1か所以上
コーディネーターの配置人数	—	体制の構築	体制の構築	体制の構築
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数	—	年1回以上	年1回以上	年1回以上

● 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

支援ニーズの把握	目標値・・・実施（新規）
強度行動障害を有する者への支援体制の整備	目標値・・・体制の整備（新規）

● 福祉施設から一般就労への移行等

目 標 値	
令和8年度における一般就労移行者数	6人（令和5年度実績 5人）
令和8年度における一般就労移行者数 （就労移行支援）	4人（令和5年度実績 2人）
令和8年度における一般就労移行者数 （就労継続支援A型、就労継続支援B型）	A型 1人（令和5年度実績 1人） B型 1人（令和5年度実績 2人）
令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行者数	該当なし
令和8年度末時点で、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所割合	該当なし
一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業の利用者数	7人（令和5年度実績 6人）
就労定着支援事業所の就労定着率が7割以上の事業所割合	該当なし

● 障害児支援の提供体制の整備等

目 標 値	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	圏域で1か所以上設置 （令和5年度現在 未設置）
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	児童発達支援センターの設置と並行して体制を構築 （令和5年度現在 未設置）
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で1か所以上確保 （令和5年度現在 未設置）
令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の確保	圏域で設置 （令和5年度現在 未設置）

● 相談支援体制の充実・強化等

目標値・・・西和7町圏域にて障害者等支援協議会を活用しながら実施体制を確保する

● 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目標値・・・西和7町圏域にて情報共有の強化と職員の専門的知識及び資質の向上

活動指標	(実績)	(目標値)		
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	4人／年	4人／年	4人／年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	4回	年4回以上 (圏域)	年4回以上 (圏域)	年4回以上 (圏域)

王寺町第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画

概要版

発行年月：令和6年3月

発 行：王寺町役場

編 集：王寺町役場 福祉介護課

〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2-1-23

TEL：0745-73-2001（代表） FAX：0745-32-6447

E-mail fukushikaigo-f@town.oji.nara.jp